

ペニシリン耐性肺炎球菌判定基準変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省通知により、ペニシリン耐性肺炎球菌 (penicillin-resistant *Streptococcus pneumoniae* : PRSP) 等の感染症に関して届出基準が一部改正され、PRSP の判定基準が変更されました(令和7年4月7日適用)。

つきましては、本改正に準拠した判定基準を採用させていただくことになりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 令和7年10月1日(水)受付分より

■変更内容

1. 検査方法

感染症届出基準の変更に伴い、PRSPの判定基準を変更し、微量液体希釈法(MIC)にて測定させていただきます。

目的菌	検査方法	感染症の届出基準の変更点 (届出のために必要な検査所見)
ペニシリン耐性肺炎球菌 (PRSP)	ディスク拡散法	ディスク拡散法の基準を削除(耐性の判定はできません)
	微量液体希釈法 (MIC)	無菌検体(血液・髄液等)から検出された場合: PCG 0.125 µg/mL 以上(現状維持) 無菌検体以外(喀痰等)から検出された場合: PCG 4 µg/mL 以上

2. 依頼方法

PRSPのご報告には「細菌培養同定検査」に併せて、**細菌薬剤感受性検査・MIC法**および**目的菌PRSP**のご依頼が必要となります。

<依頼内容> 細菌培養同定検査(5101) + 細菌薬剤感受性検査・MIC法(5032) + 目的菌PRSP(5172)

<報告形態> 細菌薬剤感受性検査の結果より、PRSP(ペニシリン耐性菌)、PISP(ペニシリン低感受性菌)、PSSP(ペニシリン感受性菌)を区別して報告します。

依頼形態	報告菌名	目的菌結果
PRSP 目的菌あり + 感受性検査・MIC法	<i>Streptococcus pneumoniae</i> (PRSP)	PRSP (+)
	<i>Streptococcus pneumoniae</i> (PISP)	PRSP (-)
	<i>Streptococcus pneumoniae</i> (PSSP)	PRSP (-)
PRSP 目的菌なし	<i>Streptococcus pneumoniae</i>	

■留意事項

ディスク拡散法の判定基準の削除により、肺炎球菌検出時に実施していたディスク法による耐性検査は中止します。PRSPの依頼がない場合は、**菌名のみ**の報告となります。

以上



Android用



iOS用

総合検査案内アプリは
こちらから

*お問合せ先: 029-837-2721 総合インフォメーション
2025-A-042